

法第43条第1項の許可申請	法43条1項
---------------	--------

◎ 立地基準編第6章〔審査基準 2〕（P132～P137）

法第43条第1項の許可申請に当たっては、令第36条に定める基準等のほか、次に掲げる内容に適合していること。

- 1 敷地と道路の関係は、建築基準法第43条第1項の規定に適合すること。
- 2 他法令の許可等が必要な場合は、当該許可等を受けているか、又は受けることが確実であること。
- 3 官民境界明示等を受けていること。
- 4 申請書及び添付図書の記載事項について
 - (1) 申請書1欄のうち土地の地番は全筆記入
 - (2) 申請書1欄のうち面積は実測値を記入
 - (3) 申請書2欄において、建築物の用途が、店舗又は工場等の場合、許可に係る建築物等の用途が明確に判断できる業種等を記入。
 - (4) 申請書5欄には、他法令の許可等を要する場合には、その手続の状況について記入
 - (5) 付近見取図は縮尺1/2500の都市計画図に方位、敷地の位置及び周辺の公共施設を記入
 - (6) 敷地現況図には、規則第34条第2項に定める事項を記入
 - (7) 敷地断面図には、敷地境界線、隣地等との高低差、擁壁の高さ・築造時期等を記入
 - (8) 計画建築物の配置図には次の事項を記入
 - ア 前面道路の名称、幅員及び道路後退線
 - イ 敷地の境界線、建築物等の位置、がけ及び擁壁等の位置
 - ウ 排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称等
 - エ 法第34条第11号の場合は、駐車スペースの位置・規模・駐車台数及び緑地の位置・規模・樹木の種類等
 - (9) 計画建築物の平面図には、床面積、延べ面積及び建築面積（算定根拠を含む）も記入
 - (10) 計画建築物の立面図は、2面以上とし、次の事項を記入
 - ア 最高の高さ
 - イ 法第34条第11号の場合は、植栽・屋根・外壁等に着色の上、仕上げ材の名称・色名等
 - (11) 求積図には、求積表も記入

なお、前面道路が建築基準法第42条第2項に規定する道路の場合は、同項の規定により道路の境界線とみなしたところからの求積を行うこと。
 - (12) 排水放流同意書には、申請者の住所・氏名、計画建築物の位置・用途、排水の区分（雨水、雑排水、汚水）及び放流先を記入
 - (13) その他必要な事項